

静岡県告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|---------------------|-----------------|
| NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社 | 静岡県静岡市葵区宮前町29番地 |

2 委託した歳入（入金機管理及び集配等業務委託に係る以下の収納）

（税外）

- ・道路占用料
- ・河川占用料
- ・海岸占用料
- ・港湾占用料
- ・港湾使用料
- ・県営漁港使用料
- ・職員住宅貸付料（職員公舎駐車場代）
- ・県営住宅使用料

（税）

- ・県民税利子割
- ・県民税配当割
- ・県民税株式等譲渡所得割
- ・個人事業税
- ・法人県民税
- ・法人事業税
- ・特別法人事業税
- ・不動産取得税
- ・自動車税環境性能割
- ・自動車税種別割
- ・鉾区税
- ・県たばこ税
- ・ゴルフ場利用税
- ・軽油引取税
- ・県税附帯金等

3 指定公金事務取扱者を指定した日及び事務の委託日

令和7年4月1日